府　令

○内閣府令第六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第十条及び第十二条、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第六条第一項、第十二条第一項及び第二項並びに第五十五条並びに探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年一月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

質屋営業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（質屋営業法施行規則の一部改正）

第一条　質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（標識の様式） **第十五条**　法第十条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二号のとおりとする。	（許可の表示） **第十五条**　法第十条の規定による許可の表示は、別記様式第二号の表示札による。
（氏名等の閲覧） **第十五条の二**　法第十条の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　常時使用する従業者の数が五人以下である場合 二　当該質屋が管理するウェブサイトを有していない場合 2　法第十条の規定による公衆の閲覧は、当該質屋のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	［条を加える。］
（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。 2　［略］	（物品を質に取る場合の確認の方法） **第十六条**　法第十二条の内閣府令で定める方法は、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質置主の住所、氏名、職業及び年齢を確かめるに足りる資料の提示を受け、又は質置主以外の者で質置主の身元を確かめるに足りるものにその質置主の住所、氏名、職業及び年齢を問い合わせることとする。 2　［同上］